

ヘーゲルのコルポラツイオーン論

——市民社会の団体主義的変革に向けたヘーゲルの試み——

早瀬 明

近代に於けるホモ・エコノミクスの登場——アダム・スミスに依つてヘーゲルに齎された此の歴史認識こそは、彼の国家論に於ける根本問題の所在を指し示すものである。蓋し、彼の国家論は、利己的動機を行動原理とするホモ・エコノミクスを統一的な政治的共同体へ再編成せんとする企てとも理解し得るからである。処で、斯様な企てに在つて極めて重要な役割を果たす事が期待されているもの、それが「法哲学」に於て彼の構想するコルポラツイオーンである。然し、その重要性にも拘らず、ヘーゲルが其処で意図していたものは、従来、必ずしも充分正確な仕方では取り出されて来なかつた様に思われる。そして、我々の見解

では、その一つの要因は、貧困問題に対するヘーゲルの取り扱いを巡る誤解に在る。そこで、以下に於ては、ヘーゲルのコルポラツイオーン論の真に意図する処を、そうした誤解に基づく代表的な解釈の論駁を介して明らかにすると云う手続きを採ることにする。³⁾ その解釈とは、即ち、市民社会の経済的システムに於ける(スミスの)調和の破綻——その現象が貧困問題であるとされる——の裡に、コルポラツイオーン導入の必要性の根拠が在るとするものである。その意義を、国家に対する弁証を根本的意図に持つ社会政策的観点から、主に貧困問題との関わりに於て理解しようとするものである。具体的には、先ず、貧困の必然的

發生の裡にヘーゲルが經濟システムの破綻を認めている、と云う處から出發して、貧困問題に対するポリツアイの無力を根拠としてコルポラツイオンの必然性を論証する一方で、此を以てしても貧困問題が尚解決不能である事を根拠として示す事で國家の必然性を論証する事が、ポリツアイ論からコルポラツイオン論を一貫する主要モチーフである、換言すれば、貧困問題こそが市民社會論から國家論への移行の、従つて國家の必然性の主要な根拠を提供する、と主張するものである。然し、我々の見解では、斯様な解釈は、コルポラツイオン論に於けるヘーゲルの真意を誤認しているのは勿論、既に貧困問題に対するヘーゲルの理解をも誤認している。蓋し、彼の理解する處では、經濟システムは何等破綻してはいないし、貧困の發生はその破綻を意味するものでも全くないからである。それどころか、彼は、如何なる貧困が發生しようとも經濟システム自身は機能し続ける、と云うことを確信していたし、更には、以下に立証する様に、貧困問題の原理的な解決の可能性もポリツアイ（実は國家）の裡に認めていた、と考えられるのである。従つて、貧困問題の解決は、最早、從來の

大方の解釈に見られた如くにコルポラツイオンの本来的な課題であるとは到底看做し得なくなるのであり、更には、コルポラツイオン自体が根本的には貧困問題から獨立した問題意識に基づいて導入された、と考えざるを得なくなるのである。我々は、こうした点を、以下に於て立証しようとする。そして、我々は、そのことを通して、ヘーゲルのコルポラツイオン論の本質的に國家論的な含意を明らかにするであらう。

第一節 貧困の發生メカニズムに対する

ヘーゲルの認識

——過剰生産による貧困の發生——

ヘーゲルの構想するコルポラツイオンの眞の課題を説明する為には、解釈史的状況に鑑み、コルポラツイオンと貧困問題の關係を根本的に洗い直す必要が有る。然し、その課題を遂行する為には、先、貧困發生のメカニズムに対するヘーゲルの認識に迄遡らねばならない。本節では、その点を明らかにしようとする。處で、貧困の發生

機構を巡るヘーゲルの認識には少なからざる歴史的発展が認められるが、その詳細は既に別の機会に論じた。^{三〇} 従つて、此処では、その成果を踏まえ、「法哲学」及び其と粗同時期に成立した一八一九—二〇年度冬学期講義の筆記ノートに展開された認識を体系的に整理して提示する。

先、ヘーゲルは抑々貧困の発生を文明の発達の必然的な帰結と看する。では、文明の発達とは如何なる事柄であるか。彼は、アダム・スミスの決定的な影響の許、其が就中分業の進展を意味する、と考ふる。其が、ヘーゲルに於ても、生産力の従つて富の蓄積の飛躍的な増加を意味した事は云うまでもない。処で、スミスに於て既にそうである如く、然し就中アダム・ファアガソンが明確に指摘した如く、富の蓄積が大きな不平等を伴う事を、ヘーゲルも早くに捉えていた。彼は、イェナ時代既に、「富は富の周りに集まる」事を、即ち富の集中化を鋭く指摘していたのである。そして、「法哲学」に至つては更に、富の集中化が、工場所有者の富裕化、及びその帰結として、生産に対する資本投下の増大を齎す反面で、工場労働者の貧困化、及びその帰結として、彼等の消費能力の減退を同時に招来する、

と云う一層具体的な認識に到達している。

処で、此の認識は、文明の発達に帰せられたもう一つの含意、即ち、人口の急増、就中、彼が当時の社会的状況に即して念頭に置いていた、都市に於ける工場労働者の急増と云う事態との密接な連関の裡で成立していた。即ち、彼の認識に依れば、富の集中が、上述の如く、生産に対する資本投下の増大を可能にする処では、更に大量の労働者の雇用が可能となり、機械導入の効果も相俟つて、生産が加速される、換言すれば、人口増加が生産に対する加速要因となる、と看做されたのである。然し反面、特に都市に於ける消費活動の中心的な担い手たるべき工場労働者の消費能力が減退して行く事は、彼が既に認識している処であるから、以上の諸前提より彼が、過剰生産の必然的な発生を結論付けたとしても不思議はない。果たして、ヘーゲルは、過少消費に起因する過剰生産の必然的な発生を主張したのである。そして、此様な推論が、恐らくは、シスモンデイの影響の許で始めて可能となったであろう事は、既に別の機会に我々が立証を試みた。^{三一}

処で、此の過剰生産こそが現代に於ける大規模な貧困

の直接的な原因である、とされる。何故なら、過剰生産が原因で、生産された商品の価格は下落し、その商品を生産していた工場は倒産せざるを得なくなり、その結果、その倒産した工場で働いていた労働者が大量に失業することになって、結局は大規模な貧困の発生を引き起こすに至る、とされるからである。勿論、此等の推論には少なからざる飛躍が認められる。然し、既に我々が実証した様に、其処で、仮令素朴な仕方にて於てであれ、解放戦争後のヨーロッパ、就中イギリスの経験した（特に、一八一九年の）経済恐慌の現実が捉えられている事を看過してはならないのである。換言すれば、そうした現実に対する彼流の理解と云う形で、貧困の発生機構に対するヘーゲルの認識は確立された、と看做し得るのである。

尚、注意すべきは、ヘーゲルが、確かに一方では、上述の如く過剰生産の必然性を承認しているにも拘らず、然し他方では、「法哲学」第二三六節から明らかな如く、国家の介入せざる市場に於ける自動的な均衡回復機能に対する信頼を尚堅持している、と云う点である。彼が問題にして

バランスの振幅が、大規模な貧困の発生と云う犠牲を払わずに、国内市場だけで対処するのが、不可能になる程に、大なる危険性が有る、と云う点なのである。然し、その振幅が如何に大きくてもバランスは保たれると云うのもヘーゲルの確信なのである。そして、以下の議論を先取りすれば、如上の危険を回避する為の国家の「介入」が貿易と植民なのである。

第二節 ヘーゲルに依る貧困対策としての

外国貿易と植民

——市場拡大の論理とアダム・スミス——

本節では、前節の結論から出発して、ヘーゲルの提出した貧困対策の原理が市場拡大に在り、その具体的施策としては外国貿易と植民が構想されていた事を示す。その際、ヘーゲルが此等の施策の裡に将来的な展望を認めていた事、従つて、其等が貧困問題に対する展望を拓き得ないことを根拠としてコルポラツイオン導入の必然性を論証しようとしていると看る解釈が妥当し得ない事をも、同時

に、アダム・スミスの所論との比較に基づいて立証しようとする。

処で、既に見た如く、現代に於ける貧困(恐慌)の原因が、過少消費に依る過剰生産の裡に在るとされる限り、換言すれば、所謂過少消費説に立つ限り、原理的な意味に於ける貧困対策は唯二つの仕方でのみ可能である、或は、少なくともヘーゲルはそう考えた(これ以外の考え方を我々はヘーゲルのテキストの裡に認めることが出来ない)。即ち、消費従つて市場を拡大するか、生産活動を制限乃至管理するか、である。そして、彼は、基本的には、前者の途を選択したと見ることが出来る。とは云え、後者の可能性が全く看過された訳ではない。事実、一八一九/二〇年度冬学期講義には、コルボラツイオンを介して生産を制限乃至管理しようとする思想の萌芽を認めることが出来る。然し、此は其の後に於ける充分な展開を見ずに終わっている。その根拠に就いては第三節で詳論するので、本節では前者の可能性のみを問題にする。

ヘーゲルが市場拡大の具体的施策として提示しているのは、外国貿易と植民である。此等二つの施策に就いて

我々は此処で、ハイデルベルク時代にヘーゲルがスミスの「国富論」を再研究した可能性が高いと云う最近の研究成果²⁵、又、同時代の講義に於て始めて外国貿易と植民が彼の法哲学体系の中に位置付けられるに至ったと云う発展史的事実、更に、以下に示す「法哲学」と「国富論」との内容的対応、以上三点を根拠として、その対応が確認される範圍のテキストに示されたスミスの(その根本に於て樂觀主義的な)思想をヘーゲルが共有するに至った可能性の高い事を、立証しようと考ええる。

我々は先、外国貿易の意義を巡り、両者間に、基本的な考え方に於ける高度の対応を認め得る事を指摘したい。処で、スミスの外国貿易論を所謂「余剩捌け口説」として性格付け得る事は早くJ・S・ミルの指摘した処である。その要点は「国富論」の次の有名なテキストに示されている。「その「外国貿易の」引用者」おかげで、国内市場が狭くても、技術または製造業のある特定部門における分業の最高度の完成が阻止されなくなる。それは、これらの地方の労働の生産物のどれほどの部分が国内消費を超過しようとも、この部分に対するいっそう広大な市場を開放する

ことによつて、これらの地方の實質的收入と富を増加させることを奨励する。外国貿易は、それが営まれるありとあらゆる国に対して、以上のように偉大で重要な任務を遂行するためにたえず従事しているのである。⁽¹⁰⁾我々としては、此処で特に、国内で發生して来る余剰生産物を外国貿易が吸収する可能性に対して、スマスが相当樂觀的な見通しを抱いていると見られる点に注意を喚起しておきたい。蓋し、この点こそが、ヘーゲルの考え方を知る上で重要な手懸りを与える、と考えられるからである。

一方、外国貿易に対するヘーゲルの基本的な考え方は、その必然性を論じた「法哲学」第二四六節に於ける次のテキストの裡で確認し得る。「市民社会は……己を越え出るべく駆り立てられて、……他の諸国民の裡に消費者……を求めぬ」⁽¹¹⁾。此を第一節の議論と総合すれば、ヘーゲルの外国貿易論がスマス同様の「余剰捌け口説」に立つ事は既に明白である。斯くて我々は、先に指摘した發展史的諸事実に鑑みて、此処で確認された対応から、外国貿易の理解を巡る二人の影響関係の存在を、推測するのである。加えて、「法哲学」第二四七節に於ける河や海の経

済的・文化的重要性に就いての指摘が「国富論」第一編第三章に於ける同様の指摘との強い対応関係に在る点も、上の影響関係を傍証するものである、と考える。

処で、若し以上の考察に依つて、外国貿易の理解を巡る二人の影響関係が立証され得たとすれば、我々は更に、そうした影響関係の裡には、先にスマスに就いて指摘した様な、外国貿易の（国内余剰生産物を吸収する）可能性に対する樂觀の見通しも含まれていた可能性が高い、と考える。少なくともヘーゲルのテキストには、その可能性を否定する様な言説を、全く見出し得ないのである。此点に関しては、更に、過剰生産論の登場に先立つ「一八一七—一八年度の講義」に於て見られた、そのリスクの大きさ故の外国貿易に対する消極的姿勢が、過剰生産論の登場以後は最早認められなくなった、と云う事実が注目される。⁽¹²⁾蓋し、我々は其処に、外国貿易の重要性と可能性を主張するスマスからの影響を認め得る、と考えるからである。

次に、植民に就いても、ヘーゲルはスマスの議論を踏まえ乍ら其の可能性を探っている、と考えられる。処で、ヘーゲルの植民論は、外国貿易論同様、多くの解釈者に

依つて専ら消極的な仕方では理解されてきたが、其に對して我々の基本的な主張は次の様なものである。即ち、彼の「植民論の真意を理解しようとするならば、抑々彼が「法哲学」に於て植民に、一つの体系的な位置を与へたと云ふ事實の裡には、彼が植民を単に否定的なものとして捉へていたのではなく、寧ろ現代に於ける其の理性的な意義乃至必然性を認めていた事が含蓄されている、と云う処から出発する必要が有る！」と考えられるのである。我々の見解では、彼の植民論を理解する上で最も必要な事は、植民地の独立の必然性を彼が認めていたと云う事實から直ちに——多くの解釈者がする様に——彼が植民の意義を単なる「一時凌^二」として否認したと結論する事が妥当か否かを慎重に検討する事である。果たして我々は、ヘーゲルに在つて、植民地独立の必然性を承認し乍ら尚も植民に単なる「一時凌^二」以上の意義を認める事は可能であつた、と考へる。そして、その手懸りは恐らく、重商主義批判の文脈に於ては植民地放棄論を唱へ乍ら、他方では植民地が果たし得る経済的な役割を同時に認めようとする、スミス^一の考へ方に在つた、と推測されるのである。即ち、スミスには、植民が市場の迅

速な拡大を可能にすると云う認識と共に、植民地は独立しても市場としての意義を失う訳ではなく、多大な経費を支出して独占的植民地貿易の維持に努めるよりは植民地の独立を認める方が寧ろ大きな利益を本国に齎す、と云う洞察が存在したが、其処に我々は、適切な政策運営の許であれば植民には市場を円滑に拡大する機能が帰属し得る、或は、植民は市場の必然的拡大過程に於て一つの不可欠且つ積極的な役割を果たし得る、と云う重要な含意を認め得るのである。そして、ヘーゲルも又其処に注目したのではないか、と考へられるのである。この観点からすれば、植民地の時宜を得た独立は、その使命の完遂ですらあり得るのであり、その独立の必然性は何等その存在意義を否定するものではなくなるのである。そして、我々は、此様な意味に於ける影響関係を想定して始めて、ヘーゲルが植民に一個の体系的な位置を認めた、と云う最初に強調した事實が説明可能になる、と考へる。そして、若し我々の斯様な推論が正しいならば、少なくともヘーゲルの理解する処では、植民は、決して将来的展望の無い単なる「一次凌^二」に止まるものではなく、寧ろ（適切な政策の許で）市場拡大

と云ふ其の使命に長期的な展望を拓く可能性を秘めていることになる。従つて、本当の問題は、その可能性を現実化する(ポリツアイ従つて国家の)政策遂行能力の裡に在ることになる。

尚、ヘーゲルが植民の問題を考察するに際してスマミスに多くを負っている事は、古代ギリシアに於ける植民と近代諸国家に於ける植民との區別を巡る議論に即しても確認し得る。即ち、古代ギリシアに於ける植民が組織的なものであり且つ植民地に自由を認めるものであつた、と云うヘーゲルの議論は、「国富論」第四編第七章「植民地について」の裡に其の典拠を見出し得るのである。此点も、先の推測を強化する傍証としての価値を有する、と考えられるのである。

斯くて我々は、以上の考察に基づいて、ヘーゲルが、スマミスに導かれ乍ら、過剰生産を解決する為の将来的展望を外国貿易と植民との裡に、或は寧ろ、それ等を統括するポリツアイ乃至国家の裡に見出すに至つた可能性が高い、と結論する。そして、我々は愈々、斯様な結論を基礎として、コルポラツイオンの本来の使命の所在を解明する作

業に着手することになる。その手始めとして、次節で、コルポラツイオンと貧困問題との關係を吟味する。

(尚、「法哲学」第二三六節に認められる、市場のバランス回復機能に対する信頼を解釈の根幹に据えるなら、ヘーゲルが、植民と貿易を、バランスの回復を促進する為、又は、回復する迄持ち堪える為の暫定的施策と、或は、市場の絶えざる変化に対処する為に必ず保持されるべき「安全弁」と看做していた可能性も生じて来る。然し、その場合でも、貧困問題の解決が、ポリツアイ経営に携わる国家官僚の信頼すべき手腕に委ねられる点に変わり無く、我々の解釈の全体には影響が無い。)

第三節 コルポラツイオンの経済的・社会的機能の可能性

政策的な生産制限乃至管理? ——

本節に於て我々は愈々、本来の対象たるコルポラツイオンを主題化する。然し、先に述べた如き解釈的状况に鑑みて、最初は、専らその経済的或は社会的機能に就い

て、その可能性の評価を試みる。即ち、貧困問題と、コルポラツィオンのとの関わりが何処に在るのか、を精密に確定しようとする。その際、前節迄の考察を踏まえる限りで、就中、コルポラツィオンを介しての経済政策的な生産制限乃至管理の可能性如何に着目する。

先、コルポラツィオンに帰属せしめられる経済的或は社会的機能とは具体的に如何なるものであるか。我々は此処で、特に一八一九／二〇年度の講義を基礎に、その機能を整理してみる。此に依れば、其は二つの機能を有する。即ち、その全成員の生計を保証する事、及び、其処での生産活動を適正たらしめる事である。前者は、具体的に、成員の子供に対して職業教育を施す事、及び、貧しい成員に対して連帯責任に於て援助を行う事を意味し、後者は——「法哲学」第二五四節の記述に依り補足するなら——^(二五)具体的に、コルポラツィオンの共同目的の為に成員の「營業の自由」を制限する事を意味する。処で、此等の裡、職業教育の問題は当面の関心の枠外に在るので、此処では論及する必要が無い。其故、貧困問題との関わりに於て検討すべきコルポラツィオンの機能は、連帯的な相互扶助

と、「營業の自由」の制限との二つのみである。

先、連帯的相互扶助の機能に就いて、その可能性を考察する。処で、その根本的な意図は、明らかに、富の集中化が進行する市民社会の裡に在って、コルポラツィオン内部で「福祉」の見地から富の再配分を遂行しようとする処に在る。但し、ヘーゲルに依れば、其は、同じく富の再配分を意図する救貧事業とは、分配が最早、富者が貧者に為す偶然的な施しと云う性格を脱却して、全成員に課された必然的な義務の遂行として在る、と云う点で決定的に異なる、とされる。此点の強調は、富の不平等から発生する感情的な対立の危険性を重視したヘーゲルが、コルポラツィオンに、その対立を普遍的義務意識の許で克服する機能を期待した、と云う事を意味する。

然し、貧困対策と云う見地からするならば、此様な貢献にも本質的な限界が認められる。先、斯かる機能に依って緩和される不平等がコルポラツィオンの内部に其の範囲を局限されている、と云う点を指摘する事が出来る。蓋し、市民社会全体の規模で発生して来る不平等に対して其が本質的に無力である事は既に自明なのである。然し、

我々にとつて真に決定的な問題は、コルポラツイオンの斯様な機能が、貧困發生の原因、其者に対して如何なる関わりをも有していない、と云う処に在る。即ち、其は、貧困問題の根本に在る過剰生産、或は市場の狭隘化と云う事態、其者に対しては、如何なる意味に於ける解決をも齎せうとするものではないのである。却つて、其処から結果として来た事態に対処しようとするに過ぎないのである。その意味では、コルポラツイオンに於ける先の機能は、貧困問題に対して本質的に対症療法的であるに留まる、と云わねばならないのである。勿論、此様な評価は、対症療法として其が持つ現実的な意義の否認を含蓄するものでは全くない。

次に、「營業の自由」に対する制限に就いて検討する。処で、ヘーゲルは、「法哲学」第二五四節に於て、「己の技能を發揮し其に依つて上げ得る限りの利益を追求する所謂自然的權利（「營業の自由」——引用者）に対して（コルポラツイオンの裡で——引用者）制限が加えられる」べき事を指摘し、その前提条件を明らかにすると云う仕方
で、そうした制限の目的が、その成員の技能の發揮を、コ

ルポラツイオンの「共同目的」に合致せしめる事、即ち、成員が技能に依じて従事する生産活動をコルポラツイオンの共通利益と云う目的に向けて合目的化する事に在る旨を明らかにしている。其処から判断する限り、ヘーゲルの云う、「營業の自由」に対する制限は、市民の生産活動をコルポラツイオン単位、利益追求の活動の裡に組み込み組織化する事を意図していた、と結論する事が出来る。

そして、此様に理解する限りでは、コルポラツイオンに於ける生産制限も、各コルポラツイオンの利益追求を目的とするものであるから、その枠を越え出た市民社会全体を舞台として發生すると見られる貧困に対して殆ど無力である事は既に自明である様にも思われる。然し、ヘーゲルの場合、「法哲学」第二八九節で云う様に、コルポラツイオンは、決して完全な団体自治を享受するのではなく、普遍的な国家利益を確保する事が必要とされる限りで国家からの監督指導を受けるべき事を要求されているのである。其故、市場全体の動向を見渡し各コルポラツイオンに対して其処に於ける生産活動の有り方を監督

指導する、と云う様な（コルポラツイオンに対する）政策的介入を国家が実施する可能性をヘーゲルが想定しているか否かを立ち入って検討する必要性が生じて来るのである。詰まり、コルポラツイオンと国家の關係を巡るヘーゲルの規定の裡からは、国家がコルポラツイオンを介して生産をコントロールする可能性が排除し得ない様にも思われるのである。其故に我々は、以下に於て、ヘーゲルが国家に依る監督指導と云う事柄の許に如何なる内容を想定しているかに着目して、その可能性を吟味しようと思ふ。

問題は、「法哲学」第二八九節に於て、コルポラツイオン等の団体の有する特殊の権利の間で「普遍的な国家利益を確保する」と云う使命を遂行する為「統治権の代行者」が行う、と云われる「配慮」の内容如何に在る。此で、この配慮は、その眞の主体が国家の統治権力であり、その対象が市民社会の構成要素たる団体である限りで、普遍的な国家利益の保持を其の目的とする内政、即ちポリツァイに等しい。何故なら、市民社会を対象とする国家権力の行使こそは、ポリツァイに他ならないからである。然るに、此処で我々は、ヘーゲルのポリツァイ論の裡には如

何なる意味でも生産活動を経済政策として制限乃至管理しようとする考え方を認め得ない、と云う極めて根本的な事實を指摘しなければならない。即ち、ヘーゲルのポリツァイ論を経済政策の側面に就いて考察する限りでは、専ら消費或は販路の在り方に着目しようとする姿勢のみを、其処に認め得るのである。其故に、此処から我々は、先の「配慮」が、国家の経済政策としての生産制限乃至管理を含蓄している可能性は無い、と断定することが許される、と確信する。

斯くて、我々は、以上の根拠に基づいて、ヘーゲルの構想するコルポラツイオンが如何なる意味に於ても貧困問題との原理的な係わりを有するものではない事、従つて、コルポラツイオンは決して其の発生原理に係わる貧困対策として提出されたものではあり得ない事を、結論付けるのである。次節に於ては、斯様な結論を基礎として、コルポラツイオンの本来的な使命の所在を明らかにしたい。

第四節

貧困対策の全体戦略とコルポラツ

イオンの本来的使命

—— 団体に依る、ホモ・エコノミクスと

国家の媒介——

本節では、先更めて前節迄の考察を総合し、ヘーゲルの構想する貧困対策の全体像を描き出した上で、其を基礎にコルポラツイオン本来の課題の所在を追究して行こうと考ふる。

先ず指摘すべきは、ヘーゲルの構想する貧困対策に、基本的な考え方の区別を認め得る、と云う点である。即ち、貧困を結果として前提した上で其に対処しようとする考え方と、貧困の原因、其者に立ち向かい其を除去しようとする考え方との区別が有る。そして、此迄の考察に基づく限り、貧困対策と云う機能に即して見られたコルポラツイオンが専ら前者に基づくと思われるのに対して——貧困対策としての生産制限は、その萌芽を認め得るとは云え、最終的に採用されなかつたと認められるから——、消費（市場）拡大を目指す植民と外国貿易のみが後者に基づくと看做し得る。処で、後者のみが根本的解決を齎し得る事は既に明らかである。其故、以上の考察が正しい限りで、

我々は、其処から直ちに、コルポラツイオンが、貧困対策としてはポリツァイ即ち国家に対して、副次的或は補完的な役割しか果たし得ない、と云う結論を引き出す事が出来る。即ち、ポリツァイに依る市場拡大政策が効果を現す迄の対症療法的な役割、及び、その効果が尚行き互らならない場合の補完的な役割を、コルポラツイオンが引き受ける、と云う訳である。そして、ヘーゲルの構想する貧困対策の全体は斯様な配置になつていた、と考えられるのである。処で、仮にコルポラツイオンの課題が専ら貧困問題の解決に在るとするならば、上の結論から必然的に、ポリツァイに比してコルポラツイオン独自の使命は何も無い、と云う事が導き出されて来る。然し、果たして本当にそうであろうか。我々は寧ろ、然した導出の前提をこそ疑う必要が有る、と考ふる。即ち、コルポラツイオン本来の課題は、貧困問題の解決とは別の処に求められるべきではないか？と。我々は次の様に考ふる。即ち、ヘーゲルは、コルポラツイオンを介して実は、貧困問題の地平を超え出た、即ち、仮令貧困問題に解決の見通しがついたとしても尚残ると云う意味で、一層根源的な意義を持つ問題と

対決しようとしているのではないか？、そして、此の対決に於てこそ、コルポラツイオーンは其の眞価を發揮する事が期待されているのではないかと。

果たして、我々の見解では、ヘーゲルのコルポラツイオーン論に於て眞に問われているのは、市民社会の基幹的構造（欲望の体系）に依つて規定された限りでの市民（ブルジョワ）的意識一般であり、その有り方である。然も、特に重要な事は、その際、市民的意識一般が、市民社会を越えて国家の存立が問われる様な地点から、その有り方を問われている、と云う点である。詰まり、ヘーゲルのコルポラツイオーン論は、彼が国家の存立と云う見地からブルジョワの意識構造を問題化する事に依つて、その成立を見た、とも云い得る。以下に於ては、そうした観点から彼のコルポラツイオーン論の眞意を明らかにしたい。

扱、我々は次の点を指摘する処から考察を始めねばならない。即ち、市民的意識一般に対するヘーゲルの考察には、人間の意識形態を、その置かれた社会の構造に依つて規定されたものと見る、一種イデオロギイ論的態度が認められる、と云う点である。斯うした考察態度の存在を確認

して置く事は、ヘーゲルのコルポラツイオーン論の眞意を理解する上で極めて重要な意味を持つ。蓋し、当論に於て問題化されている市民的意識一般の有り方を、ヘーゲルは、分業と交換を原理として成立する人間の自然的欲望充足のシステムたる「欲望の体系」に依つて規定されたものとして、或は、そのシステムの構成員たるブルジョワに固有なものとして理解するからである。

処で、そうした理解の内容を構成する主要契機として次の二点を指摘し得る。即ち、(1) 社会構造としての原子論、及び、(2) それに依つて規定された意識形態としての利己主義。その内容は以下の如くである。

(1) ヘーゲルが、市民社会の基底的構造として、司法活動やポリツアイ、就中コルポラツイオーンと区別して提出する限りの「欲望の体系」は、それが、欲望の主体としての諸個人（市民）を基礎に、彼等の欲望充足に於ける「全面的依存関係」として、構想された限りで、原子論的構造を有するものとして提出されている、と看做し得る。其処で成り立つとされる身分制組織も、それが団体としての性格を有し得てはいない点で、件の体系の原子論的性格を否定す

るには至っていない。

(2) 斯様な構造の裡に組み込まれた個人の行動目的が彼の欲望の充足に在り、且つ、そうした個人に何らかの普遍的義務を課し得る様な団体は存在しないと想定されている限り、その個人の裡に存在し得るものが、全く利己的な行動及び「利己心」に過ぎないことは既に明らかである。確かに、個人の行動を彼の意識の背後から支配する普遍的法の存在は認められている。然し、その意識に即して見ると、其処には如何なる普遍的・共同的目的も見出し得ない、と云うこともヘーゲルは認める。即ち、意識の上では個人は何処までも自己保存を目指す一個の利己的な原子として振る舞う、と見られているのである。其処に成立する人間の理解は明らかにホモ・エコノミクスとしてのそれである。

処で、ヘーゲルは、斯様な人間像が人倫の理念とは相容れないものである、と考える。例えば一八一九／二〇年度冬学期講義では、次の様に云われる。「個人が、斯様な利己主義の裡に留まることなく、同時に、共同的なものを氣に掛けるようになる事こそ、人倫の関心事である」。然し、

問題は、その「共同的なもの」が何を指示するからである。直接的には勿論コルポラツイオンを指示する。然し、究極的には其は国家を指示するものと理解し得る。そうした彼の問題意識は例えば一八二二／二三年度冬学期講義に於ける次のテキストからも窺い得る。「利己主義（利己心）には無秩序が全く相応しい。それに対して、本来の国家そのものに在っては、何事も無秩序であつてはならない、．．．」即ち、市民の、ホモ・エコノミクスとしての有り方、或は寧ろ、その精神的原理が人倫国家の理念からは許容し難いものである、と云う事態こそ、ヘーゲルの問題とする処に他ならない。その意味で、彼は、資本主義のエートスが国家の理念を脅かす可能性を秘めている事を洞察している、とも云い得るであろう。とすれば、彼の思想的努力は、当然、その克服の可能性を探求する処に向けられることになる。蓋し、その成否に、彼の人倫的理想全体の成否が懸かってくるからである。

其処でヘーゲルの採った戦略は、その利己主義の基礎に在る原子論的社会構造を有機体論的なものへ変革する事、具体的に云えば、「欲望の体系」としての経済システ

ゝの裡に、団体的構造を導入する事であつた。その際、団体とはコルポラツイオンのことであり、団体的構造の導入とは、従つて、諸個人をコルポラツイオンの裡にその成員として組み込む事を意味した。其処では、経済システムは、各コルポラツイオンを単位として成立し、各個人は、帰属するコルポラツイオンに於ける共同管理乃至団体自治に服属することを通して其の経済活動を営むことになる(尚、ヘーゲルはコルポラツイオンを政治的な意味に於ける単位としても位置付ける。この点に就いては、別の機会に論ずる予定)。

然し、そうした戦略は、一体何処で、先に示した彼の問題と結び付くのか?その結び付きを可能にする根拠は恐らく二つ有る。即ち、一つは、既に指摘したイデオロギー論的な考え方であり、もう一つは、恐らく、コルポラツイオンをミクロ国家と見る、中世的な団体主義思想である。就中、後者は、ヘーゲルのコルポラツイオン論の本質を理解する上から極めて重要な点であり、例えば一八二四/二五年度冬学期講義に於ける次のテキストの裡でも顯在的に確認し得る。「コルポラツイオンと国家とは本来

等しい、……」^(二四) 処で、此等の思想に基づきつつ、ヘーゲルのコルポラツイオン論を貫く主要モチーフ(「ブルジョワの意識の裡に国家の存在を取り戻す」)を再構成すれば、次の様になるであろう。即ち、ブルジョワをコルポラツイオンに組織し、その裡で、そうした団体的な構造に適合する意識を涵養することが出来るならば、コルポラツイオンと国家との間に成立する構造的な同質性の故に、其処で同時に、国家に適合する意識をも涵養することが出来る筈である。詰まり、共通の職業的利害關係に在る者が共通利益の為に共同管理を行う事、即ち、経済的な意味に於ける団体自治は、(其処に同時に政治的な意義を賦与せられることに依つて)国家の統治、或は端的に国家の意義を市民が学習する場所、学校となり得る、換言すれば、ブルジョワの経済活動は、それが有機体的・団体論的に組織化されるならば、それ自体が、既に同時に、シトワイアンの養成と云う政治教育的な意義を有し得る(経済はその意味で政治へと連続したものとなる)、此こそ、ヘーゲルのコルポラツイオン論を貫く最も根本的なモチーフなのであつた。

斯様な思想は多くのテキストの裡で確認し得るが、此

処では代表的なものだけを挙げるに留める。即ち、一八一七—一八年度冬学期講義からは、「一般的な愛国心が存在しなければならぬが、「それは」団体精神から生ずる」^(三三)

(第一三二節)。「彼」市民は、自らのコルボラツイオーンの裡で国家を見出す^(三六)(第一四一節)。一八二〇年の「法哲学」からは、「コルボラツイオーン精神は、それ自身の裡で同時に、国家の精神へ転化する、……。此事の裡に市民の愛国心の秘密が在る、。」^(三七)(第二八九節)等々。

斯くて、ヘーゲルの構想するコルボラツイオーンの本来的な使命が、市民(ブルジョワ)を国民(シトワアイア)へと陶冶する処に在る事、そして、その陶冶の核心が、ホモ・エ・コノ・ミクスの利己主義を克服する処に在る事は、充分な説得力を以て明らかにし得た、と確信する。その見地からすれば、一八一九—二〇年度冬学期講義に於ける次のテキストには意義深いものがある、と云わねばならない。「コルボラツイオーンの裡では富の墮落が取り除かれて^(三八)いる」。

結語

我々の考察の結論は、次の様に整理する事も出来るであろう。即ち、ヘーゲルは、人倫国家の理念の見地から、彼の理解し得た限りの近代的「国民」経済システムたる「欲望の体系」の裡に、異なったレヴェルの二つの問題を認め、各々に対して異質の解決策を提示した、と。先ず、貧困問題に就いては、彼は其を、ポリツァイ(即ち国家)「の販路確保||貿易と植民」に依つて解決すべきであり、又解決し得る問題として、換言すれば、上からの管理に依つて解決される問題として位置付けた。此に対して、ブルジョワの意識一般に於ける利己主義(国家に対する意識上の係わりの喪失)の問題に就いては、「欲望の体系」の構造其者の有機論的・団体論的改変を要求する問題として、換言すれば、下からの構造変革を俟つて初めて解決し得る問題として位置付けた、と。我々は、斯様な区別を明確にする事が、ヘーゲルのコルボラツイオーン論の真意を理解する上で絶対的に不可欠である、と確信するものである。

(一) 此処で筆者が念頭に置いているのは就中、その極めて優れた注解に依って我が国の研究者に多大な影響力を行使してきた赤澤正敏他訳「法の哲学」に示された解釈である。然し、同時に、最近下記の著作に於て提出された解釈に対する批判をも意図している。B.P.Pridat, *Hegel als Ökonom*, Berlin, 1990.

(二) 拙稿「人倫国家と貧困——ヘーゲル市民社会論に対するシモン・テイ遇刺生産論の影響——」京都ヘーゲル讀書會編「ヘーゲル學報」第二号、一九九二年、八二頁以下。

(三) A.Ferguson, *An Essay on the History of the Civil Society*, 7.ed. 1814, p.308ff.

CF. N.Waszek, *The Scottish Enlightenment and Hegel's account of "civil society"*, Dordrecht, 1988, p.205ff.

(四) G.W.F.Hegel, *Gesammelte Werke* Bd 8, Hamburg, 1976, S.244: „der Reichthum sammelt um sich her“

(五) 上掲拙稿第四章参照。尚、同稿註377に指摘した如く、シモン・テイからの影響は、P.Chamleyに依って早くから、その可能性が推測されていた。

Vgl. B.P.Pridat, *op.cit.* Kap.5.

(六) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831* Bd 2, Stuttgart-Bad Canstatt, 1974, S.677: „Die verschiedenen Interessen der Producenten und Consumenten können in Collision mit einander kommen, und wenn sich zwar das nöthige Verhältnis im Ganzen „auszu“ von selbst herstellt, so bedarf die Ausgleichung doch einer über beyden stehenden mit Bewußtseyn vorgenommenen Regulierung.“

[以下の引用に際しては、右の著作をR3と略記する。]

右の引用文中の傍線部分は、市場に対する経済政策的な介入が、何処迄も、市場の有する自動的な(生産と消費の間の)均衡回復機能に對する巨視的な(„im Ganzen“)信頼を前提しており、それに対する

補足乃至調整として位置付けられていた事を示す、と解釈できる。更に、以下のテキストに於ける傍線部分も、同様の信頼の前提を含まれるものと看做し得るであろう。

ibid. S.678: „... um die gefährlichen Zuckungen und die Dauer des Zwischennamens, in welchem sich die Collisionen auf dem Wege bewußtloser Nothwendigkeit, ausgleichen sollen, abzukürzen und zu mildern.“

但し、そうした均衡回復のメカニズムに就いて、ヘーゲルが多少とも経済学的な理解を得ている証拠は認められない様に思われる。

(七) G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts*, Frankfurt am Main, 1983, S.203: „Auf der andern Seite hat die bürgerliche Gesellschaft den Anspruch an die Genossenschaften, daß diese ihrem Bedürfnis Genüge leisten in der Art, daß die Produktionen derselben von der gehörigen Beschaffenheit u. dgl. sind.“

[同様、右の講義録をR2と略記する。]

(八) N.Waszek, *op.cit.* p.131ff.

(九) J.S.Mill, *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy*, London, 1844, p.1.

以上の点に就いては、次の著作に負っている。吉信齋「古典派貿易理論の展開」同文館、一九九一年、第一部第一章。

(一〇) A.Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford, 1976, p.446f.

(大内兵衛他訳「諸国民の富」岩波書店、一九六九年、六六八頁。)

(一一) R3, S.684.

(一二) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*, Hamburg, 1983, S.166, Z.798-801.

[同様、右の講義録をR1と略記する。]

尚、上掲拙稿第三章参照。

(一三) „Palliativ“: キリシヤに於ける植民の性格を規定するに云う文脈で、「歴史哲学講義」に於て導入された概念。然し、多くの解釈者は、その文脈を無視して、此を、「現代」に於て植民の果たし得る役割に対するヘーゲル自身の評価をも規定する概念と見なす。Vgl. G.W.F.Hegel, *Werke* Bd 12, Frankfurt am Main, 1970, S.287.

(一四) R2, S.203.

(一五) 次註参照。

(一六) R3, S.689: „In der Corporation liegt nur insofern eine Beschränkung des sogenannten natürlichen Rechts, seine Geschicklichkeit auszuüben und damit zu erwerben, was zu erwerben ist, als sie …… zur bewußten Thätigkeit für einen gemeinsamen Zweck erhoben wird.“

(一七) R3, S.756.

(一八) „eine Besorgung durch Abgeordnete der Regierungsgewalt“

(一九) 上掲の邦訳は、ホリツマを「市民社会の自治」(四六一頁、註(一)及び、五四五頁、註(二))に委ねられた事柄として理解しており、此点は、冒頭に提示した解釈と密接な関係を有すると思われるが、その理解は根本的に誤っている。以下のテキストからも、その点は明白である。

R2, S.187: „die Polizei …… der Staat, insofern er sich auf die bürgerliche Gesellschaft bezieht.“

抑々、国民経済の経営が、自治団体(「市民社会の自治」の主体)の視野と能力とを既に越え出た問題である事は明白である。

(二〇) „Selbstsucht“ R2, S.204 et passim.

此の概念が「ホモ・エコノミクス」概念の中核を成す点に就いては、次註に挙げる著作を参照。

(二一)「ホモ・エコノミクス」概念の理解に就いては下記の著作に負う処が大い。大道安次郎「スミス経済学の系譜」實業之日本社、一九四七年、一八五頁以下。

(二二) R2, S.204, Z.8ff.

(二三) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831* Bd 3, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, S.714: „Der Selbstsucht ist die Desorganisation ganz angemessen. Im eigentlichen Staat als solchem aber muß nichts desorganisirt sein, sondern alles kleine Genossenschaft.“

(二四) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831* Bd 4, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, S.617: „Corporation und Staat sind eigentlich gleich“

此テキストは、ヘーゲルの国家概念を貫く一つの極めて重要なモチーフの存在を示唆するものである。我々の研究は、根本的に、その説明を指摘するものである。

(二五) R1, S.186: „Der allgemeine Patriotismus muß vorhanden sein, aber durch den esprit de corps werden.“

(二六) *ibid.* S.211.

(二七) R3, S.756.

(二八) R2, S.207: „In der Korporation ist das Verderben des Reichthums beseligt.“

Über den Begriff der Erfahrung bei Kant

Shigeru FUKUTANI

Der Begriff Erfahrung gehört ohne Zweifel zu den bedeutsamsten Grundbegriffen der kantischen Philosophie. Doch hat er innerhalb der Kant-Interpretation im allgemeinen nicht die Beachtung gefunden, die ihm gebührt. Will man wissen, welche Wirklichkeit Kant mit diesem Begriff begreift, muß man, unter Berücksichtigung des ihm vorausgesetzten Verständnisses, seine Aussagen selbst auf die Sache hin befragen. In solchem Sinn wendet der Verfasser seine Aufmerksamkeit dem sogenannten „Paradoxon des inkongruenten Gegenstückes“ zu. Aufgrund eingehender Analyse behauptet er seine Grundthese, daß wir es bei dem Begriff Erfahrung nicht mit sinnlichen Wahrnehmungen, sondern mit dem vernunftbezogenen, tief wirkenden Phänomen zu tun haben, für welches der Begriff der „möglichen Erfahrung“ eine wahrhafte Weiterführung darstellt.

Hegels Lehre von der Korporation - Sein Versuch einer korporativen Reform der bürgerlichen Gesellschaft -

Akira HAYASE

Die vorliegende Abhandlung zielt darauf ab festzustellen, wo die eigentliche Aufgabe der Korporationslehre, wie sie Hegel in seinem rechtsphilosophischen Werk von 1820 durchgeführt hat, in Wirklichkeit liegt. Unserer Meinung nach sind so viele interpretative Bemühungen fehlgeschlagen, weil sie Hegels Behandlung des Armutproblems falsch interpretieren. Hier wird aber eine bis jetzt völlig vernachlässigte Frage gestellt, nämlich ob seine korporative Konzeption überhaupt mit dem Problem des Pauperismus in wesentlicher Verbindung stehe.

Aufgrund der entwicklungsgeschichtlichen Rekonstruktion von Hegels Erkenntnis des Marktmechanismus einerseits, und dessen Vergleich mit den Theorien von Adam Smith über den Überseehandel und die Kolonisation andererseits, ist zu verifizieren, daß eine soziale Maßnahme gegen die Verarmung nicht im Wesen des Hegelschen Konzepts der Korporation liegt. Es scheint uns vielmehr eine Aufgabe der politischen Bildung zu sein: die Überwindung der egoistischen, i.e. der unpolitischen Gesinnung des Bürgers als homo oeconomicus. Aus dem bourgeois soll der citoyen werden, wozu jener aber korporativ organisiert sein will -- dies ist sicher die Grundidee seiner Lehre.